

生駒市不育症治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この事業は、不育症の検査及び治療を受けた者に対し、予算の範囲内においてそれらに要した費用の一部を助成することに当たり、生駒市補助金交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、不育症とは、流産、死産又は早期新生児死亡を繰り返す症状を言う。

2 この要綱において、一治療期間とは、医療機関における不育症の検査又は治療を開始した日からその妊娠に係る出産（流産、死産を含む）までの期間をいう。

3 この要綱における医療保険各法は次に掲げる法律をいう。

- (1)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2)船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3)国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (4)国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5)地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (6)私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

(助成対象費用)

第 3 条 この要綱による不育症治療費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる不育症の検査及び治療に係る費用は、産婦人科等を標ぼうする日本国内の医療機関において不育症又は不育症の可能性があると診断された者が、当該医療機関において受ける検査及び治療に係る費用とする。ただし、不育症治療には至らず、不育症検査のみの場合は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1)入院時の差額ベット代、食事代、文書料その他の直接治療に関係のない費用
- (2)他の市区町村において助成の対象となった不育症の検査及び治療に係る費用

(3)医療保険各法の規定に基づき支給される医療保険又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 15 条に規定する医療扶助の適用対象となる治療に係る費用

(対象者)

第 4 条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1)治療期間中及び第6条の規定による申請をした日(以下「申請日」という。)において、法律上の婚姻をしている夫婦(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(以下「事実婚」という。)にある者を含む。以下同じ。)であること。

(2)治療期間中及び申請日において、夫婦のうちいずれかが、本市に住民登録を有する者であること。

(3)治療期間中及び申請日において、夫婦のいずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であること。

(4)申請日の前々月の月末において、夫婦のいずれもが、本市に納付すべき税を滞納していないこと。

(5)治療開始日における妻の年齢が 43 歳未満であること。

(助成金の額等)

第 5 条 助成金の額は、1 治療期間ごとに第3条に規定する助成の対象となる費用(高額療養費の支給及び付加給付を受けた場合は、当該合計額から当該給付額等を控除した額。)に2分の1を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限を 150,000 円とする。

2 助成金は、一の夫婦につき、1 年度あたり 150,000 円を限度とし、交付の期間は通算して5年度とする。

(助成の申請)

第 6 条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という)は、1 治療期間終了後、生駒市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、申請者の同意があり、本市においてその内容が確認できる場合は、

当該書類の添付を省略することができる。

(1)対象者の住民票の写し

(2)生駒市不育症治療医療機関証明書(様式第2号)

(3)対象者の医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることの証明書

(4)対象者の市税の完納を証明する書類

(5)振込み口座の通帳等の写し

(6)法律上の婚姻をしている夫婦である場合、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類

(7)事実婚の場合、両人の戸籍謄本又は両人が重婚でないことを証明する書類及び事実婚の關係に関する申立書(様式第3号)

(8)その他市長が必要と認める書類

2 事実婚の關係にある夫婦が助成を受ける場合は、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認するものとする。

3 前項の申請期限は、原則として治療終了後(出産または流産の判定日)から3か月以内とする。

4 電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合は、申請書兼請求書(様式第1号)で自筆での氏名の記載を必要としている箇所を、電子計算機の映像面上で氏名を記入する方法に代替できるものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、生駒市不育症治療費助成金交付決定通知書(様式第4号)又は不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に助成金を支払うものとする。

（実績報告及び交付請求）

第 8 条 助成金の交付を受けようとする者は、第 6 条第 1 項に規定する申請書兼請求書及び同項第 2 号の規定による証明書を提出することにより、実績報告及び確定された額の請求を行ったものとみなす。

（不正利益の返還）

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支払いを受けた者があるときは、その者から支払った助成額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、現に治療等を受けている場合の第 2 条第 2 項の適用については、同項中「不育症の検査又は治療を開始した日」とあるのは、「平成 28 年 4 月 1 日以後最初に医療機関における不育症の検査又は治療を受けた日」と読み替えるものとする。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日以降に治療を終了した申請者について適用し、令和 3 年 3 月 31 日までに治療を終了した申請者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による改正後の生駒市不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日以降に治療を終了した不育症の検査及び治療に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改定後の生駒市不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日以降に治療を終了する不育症の検査及び治療に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改定後の生駒市不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日以降に治療を終了する不育症の検査及び治療に適用する。